

今後の検討方向及び論点について（事務局案）

半島振興法については、平成27年3月31日に法期限が到来。これを受けて、これまでの半島振興施策の成果を総括するとともに、今後の半島地域の振興に係る以下の論点について議論を進め、平成26年春頃を目処にとりまとめを行う。

1. 半島地域の現状及びこれまでの半島振興施策の評価

2. 現在の社会情勢に照らした半島振興の意義、目的及び必要性の整理

- ・ 現在の社会情勢及び半島地域の現状に照らして、半島振興の意義、目的及び必要性に変化はあるか。 等

3. 今後の半島地域の振興の方向性及び具体的施策

- ・ 複数の市町村から構成されている半島振興対策地域において、どのような広域的・総合的な施策を講じることが効果的なのか。
- ・ 現在の社会経済情勢に照らして、今後、どのような産業振興、生活環境整備等を行うべきか。
- ・ 半島振興において国・地方公共団体等の役割分担はどうあるべきか。
- ・ 現行の半島振興対策地域の指定基準を見直す必要があるか。
- ・ 今後の半島振興の具体的施策 等

4. その他の論点

(参考) 今後の開催スケジュール

- 平成24年6月 半島地域の現状、半島振興計画の進捗状況、ヒアリング（関係都道府県）
- 平成24年秋頃 ヒアリング（関係市町村、地域づくり団体等）
- 平成25年春頃 半島振興施策の評価
半島振興の意義、目的及び必要性の整理
- 平成25年秋頃 今後の半島振興の方向性及び具体的施策
- 平成26年春頃 とりまとめ、国土審議会に報告
- 平成26年夏頃 国土審議会において所管大臣（国土交通、総務及び農林水産）に対する意見具申について検討